

火、類焼二十餘軒。
(十三)明治の火災—明治四年六月十六日塩屋村百十軒焼失。

カシギン 貸銀 藩士が家政の窮乏を救済する爲に、藩から金銀若しくは格幣を貸與したことを貸銀といひ、藩士から言へば拜借銀である。この事前田光高の世に濫觴し、綱紀の時に及んで慶安三年・寛文二年・同四年・延寶四年にも行はれ、後世亦屢その例がある。

カシギンブキヨウ 貸銀奉行 寛文二年諸士助成の爲に拜借銀を許し、十年に返上せしめた時、返上奉行を津田内藏助正眞、脇田九兵衛直能、岡島兵庫一宗に命ぜられたのが當職の初であらう。又同四年の拜借銀の際の奉行は横山右近守知であり、延寶四年脇田九兵衛直能、別所三平重照、岡田隼人正員が任ぜられた時から、拜借銀受取奉行と稱することになった。降つて延享三年九月二十八日坂野帯刀左衛門勝如・九里覺右衛門眞正が御貸銀奉行となり、四年六月八日杉浦權佐守一・山森藤右衛門直和が命ぜられたが、五年十月十三日に免ぜられて、この職廢止せられた。

カシクメ 櫻久目 文明七年六月廿七日滋河鏡種は河北郡櫻久目の領家職を、高野山寂靜院に寄進して如法經料所となした。この櫻久目の地は今明かでない。強ひて言はば、彼自加彌神社の舊社地と交渉があるものでもあらうか。

カシヨウソク 火事裝束 (一)在藩の火事裝束—火災の際に於ける服裝には一定の規定があつて、足輕以上は火事羽織を着ねばならなかつた。火事羽織の製は、色彩隨意の

許の家紋を附し、別に羅紗製の胸當を懸けた。胸當にも同じく大きな家紋を附ける。この場合には、石帯と稱し、中央に家紋を附けた羅紗製のものに、普通の腰帶を通じて腰の後部に當て、端折つた着衣の上をこれで緊縛し、股引・脚半を穿つ。火事羽織の袴を白布にするのは、加賀藩の特色である。小者の火事裝束は、白襟を附けた半纏を着し、胸當のみを懸けた。町人も亦常服の上に胸當を附ければ、火災の現場に入るを得なかつた。その他、士人の妻女等は、羅紗製で立烏帽子様の火事頭巾を戴いた。

(二)江戸に於ける火事裝束—藩侯の江戸に在つて、火災に際し巨額を率ゐて出動する時は、火事羽織は凡べて黒色なるを用ひた。襟は白色を普通とするが、人持・定番頭・奥小將の士に限つて白色以外たるを許され、襟の留りは、足輕以下必ず之をそぐべく、歩士以上隨意と定められた。翁は人持では銀色の短冊二枚を附し、その他は赤色短冊を附けた。合紋は裾に石帯を附けるのが使番、裾に半月を附けるのが表小將横目であつた。歩小頭は三つ島居を紋とし、新番の御供役は裾に水玉を附し、歩横目は島居の紋と裾に水玉を附し、歩は島居の紋を用ひ、足輕も一定の合紋ある羽織を着た。乗馬の資格ある者の出動するには、襷は金色梅鉢の紋ある馬袴を、夜は飛字を合紋とした提灯を用ひた。笠はすべて塗笠であつた。

カシダキチソウ 櫻田吉蔵 藩初以來の舊家で、世々金澤博勢町に住し、生菓子と稱する餅菓子の製造を業として、屋號を菓子屋と

することになつた。寛文元年の由緒書には、前田利常の夫人が入興した時、菓子の納入を命ぜられたことから書き起されてゐる。

カシダケンカク 櫻田玄颯 大聖寺藩の人。諱は命平、號は東巖。橋本一閑の子で、藩醫榎田道覺の養子であつた。京師に遊び、醫を堀元厚に、本草を松岡玄達及び津島常之進に學び、大聖寺の本草學は之から初つたといはれる。玄颯又陰陽運氣の術に精しく、詩歌俳諧を好んだ。安永七年七月廿九日歿、享年六十四。著す所に本草秘録等がある。配千代は道覺の女で、可吟と號し、和歌を能くした。

カシダサクベエ 櫻田作兵衛 初め松任に於いて前田利長に仕へ、二百石を領し、後百五十石を加へ、次いで利常に隸し、又大聖寺侯前田利治に屬して寛永二十年歿した。

カシダジュンカク 櫻田順格 大聖寺の人。通稱は順格。諱は命眞、字は伯恒又は君眠。號を北岸又は竹隱と稱した。瓶花庵・澄碧堂は所居の名である。順格儒醫共に之を父玄颯に習ひ、特に博識洽聞の名があつた。その詩は、初め蕨園の餘弊を受けて盛唐の格調を慕うたが、後段中郎の集を讀むに及び、前日の非を悟りて専ら反正の業を唱へた。當時江戸の山本北山亦反正を叫んだが、その首唱を爲したのは實に順格であつたといふ。順格多技多能、禪に參して堂に入り、書畫を能くし、茶事挿花を解し、安政七年父の後を承けて大聖寺侯に仕へ、侍醫兼侍讀となり、侯の江戸に赴くや、常に之に従うて文人墨客と交を結んだ。寛政六年八月廿一日病みて歿、享年三十八。その著撰は花技を説き、詩文には瓶

典集・澄碧堂集 奥山紀行・本草餘録・續大東世譜等は未だ梓に上らない。

カシダヒコベエ 櫻田彦兵衛 初名主水。大聖寺侯に仕へ、寛永二十年父作兵衛の遺知三百五十石を襲ぎ、次いで二百石を加へ、後金澤に召返され、寛文十年七月歿した。子孫相繼いで加賀藩に仕へる。

カシダヒテスケ 櫻田秀資 通稱兎毛・折出助。寶曆十二年養父萬五郎の遺知三百石を襲ぎ、天明五年小將横目となり、六年百石を加へ、遂に表小將番頭に進み、寛政九年三月歿した。

カシツシヨ 過失書 過失書は白山比咩神社所藏の文書で、白山寺衆徒の過失を犯した事由を一紙に列記し、所罰者をして自己の名の上に花押を署せしめ、以てその反省を促したものであり、過失の辭を讀實と同義に用ひてゐる。その書振りは、『康安元年極月十九日、勸進能成、御體御唐櫃、不結緒不覆、綿、一向無沙汰之間被過失。又八講講師無、稽古之間、重被過失畢。』(康安二年十一月十一日、於佛眼坊設會之時、依無禮光什被過失畢。)の類である。本書の記載は、延文五年に初り永和四年に終るまで、その間十九年に亘り、實に當時衆徒の連々書次いだものである。

カシハギ 柏木 鳳至郡山田郷に屬する部落。

カシハギガハ 柏木川 羽咋郡大島居領こふちよから出で、同領で酒見川に落合ふ。流域二軒許。

カシハギガハ 柏木川 鳳至郡柏木領山か